

4. 就学支援金のしくみ

利用のためには、申請が必要です。高校から案内がありますので、必ず申請をしてください。

申請された内容を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

毎年7月頃、ご家庭の所得情報が更新されますので、その度に改めて受給資格の確認を行います。

◆保護者の課税所得等を基に審査するため、税の申告をしていない場合は、まずは税の申告が必要になります。

就学支援金の受給資格の審査・決定は、原則、高校3年間（全日制の場合）で4回行います。

【受給資格の確認時期】

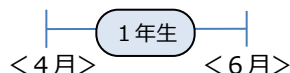
入学時

+

各年の7月

○例えば、令和7年4月入学の場合

・1年生の4月分～6月分は、**令和6年度（令和5年分）**の課税所得を基に審査・決定



・1年生の7月分～2年生の6月分は、**令和7年度（令和6年分）**の課税所得を基に審査・決定



就学支援金は、生徒の代わりに県や市が国から受け取って高校の授業料に充てます。

生徒や保護者が現金を受け取るものではありません。

生徒



①オンライン申請

学校



②学校で申請内容を確認

③県で認定・不認定を決定

和歌山県

国

④県が就学支援金を国から受け取り、授業料に充てる

※和歌山県立高校の場合のイメージ図

5. 授業料の納付が必要な場合

所得超過等の理由で就学支援金を受けられない場合や、就学支援金を申請しなかった場合は、授業料の納付が必要です。

高校からお送りする納付書で授業料を納付してください。

○和歌山県の公立高校の授業料 年額118,800円（全日制）

○授業料納付スケジュール（県立の全日制高校の例）

3か月分（29,700円）ずつ、年額を4期に分けて納付

- ・4月～6月分…7月下旬納期限
- ・7月～9月分…10月下旬納期限
- ・10月～12月分…12月下旬納期限
- ・1月～3月分…1月下旬納期限

※ 定時制・通信制の授業料や納期限は、上記と異なります。

※ 複数期分をまとめて納付していただくことも可能です。



6. 家計急変支援制度

保護者等がケガや病気による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することができない理由による離職など、これまでに得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。

※ 詳しくは以下のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

文部科学省家計急変支援制度サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



7. お問い合わせ

◆公立高等学校等就学支援金制度・授業料に関するお問合せ

和歌山県教育庁教育総務局総務課 電話番号：073-441-3646

◆私立高等学校等についても、就学支援金制度があります。

制度が少し異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

和歌山県企画部企画政策局文化学術課 電話番号：073-441-2098

高等学校等就学支援金制度については、文部科学省のホームページでもご確認いただけます。

文部科学省ホームページ

文部科学省 就学支援金

検索

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

